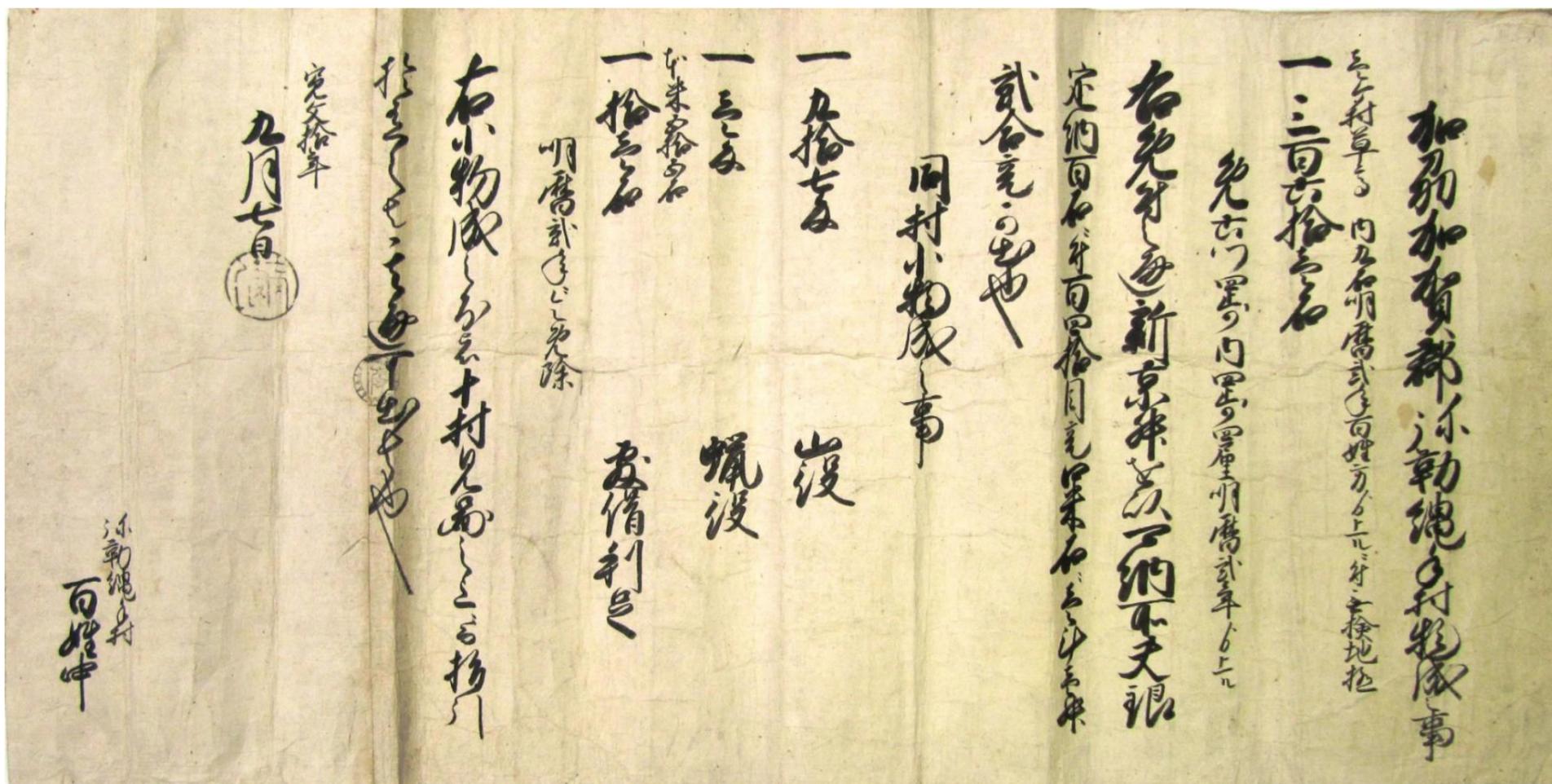


平成24年度

秋季展

# 村と人々のくらし



弥勒繩手村御印 (090-1032-1)

平成24年

9月25日(火)~11月25日(日)

玉川図書館近世史料館

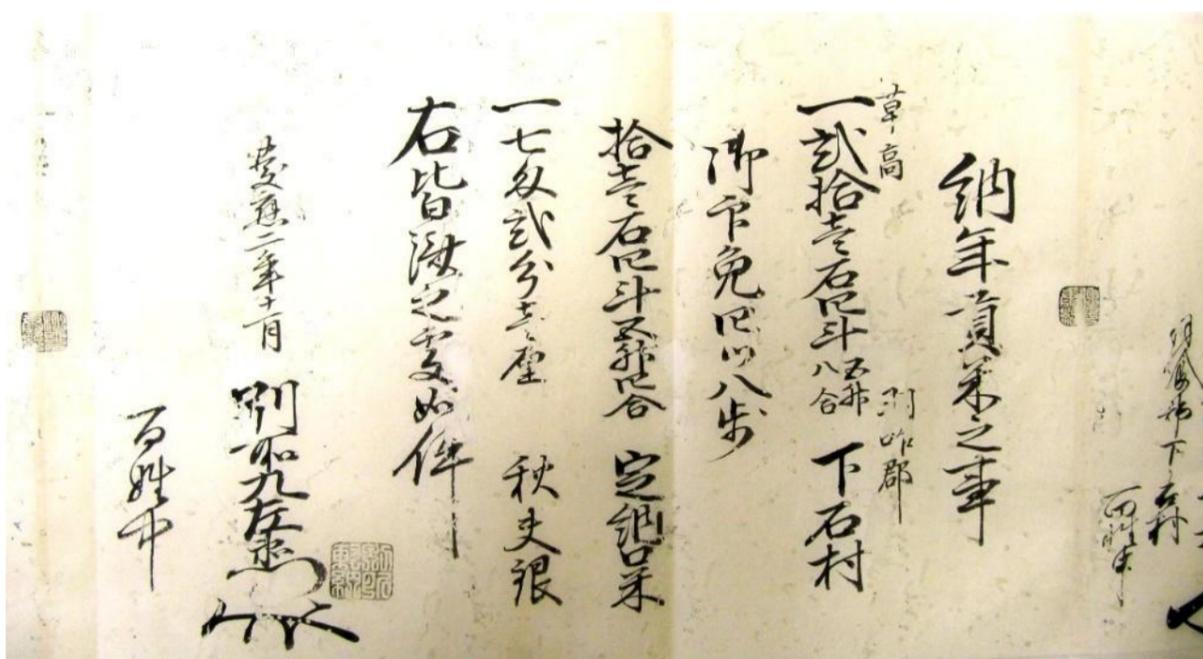
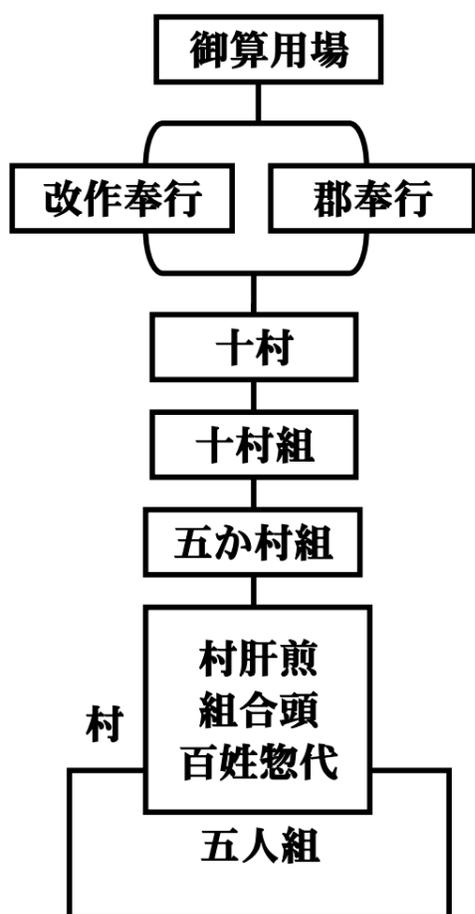
はじめに

江戸時代における加賀藩は、現在の石川県・富山県からなり、その村数は、天保12年(1841)の史料(「御領国中村名附帳」16.20-16)によると、3,589か村を数えます。これらの村々は、山方であったり、浦方であったり、里方であったりと、それぞれの村の置かれた立地条件も違えば、環境も違い、村の規模も異なっています。各村には今まで歩んできた個々の歴史があり、当然その歴史も異なっています。

石川県においては、度々の町村合併によって、現在(平成24年4月現在)11市・8町となっています。今日の市町村と比べて江戸時代の村は小規模でしたから、農作業から冠婚葬祭に至るまで、日常生活全般に関して、村人同士での助け合いなど、そこで暮らす人々の結びつきも今日よりもはるかに強いものでした。

本展は、「村と人々の暮らし」をテーマに、村の概要や村況がわかる絵図や村鑑帳をはじめ、村を治める村役人の任命に関するもの、さらには、持高帳・人別帳・縁組願・人別送状など、そこで暮らす人々の生活に関わる史料を展示、紹介するものです。

## 加賀藩農政機構図



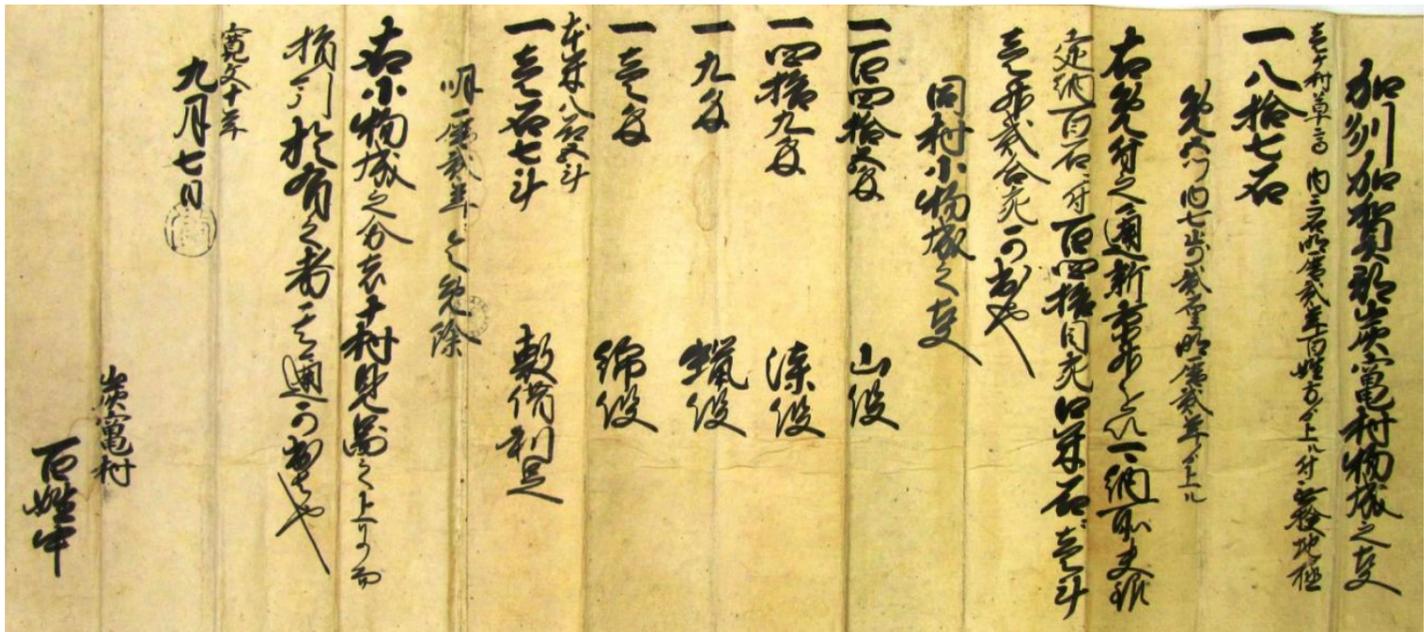
羽咋郡下石村年貢皆済状 (090-1181-158)

羽咋<sup>さがりいし</sup>郡下石村(現宝達志水町)への年貢皆済状です。年貢を完納すると収納代官より皆済状が発給されました。

むらごいん  
【村御印】

加賀藩では、慶安4年(1651)から明暦2年(1656)にかけて、3代藩主前田利常としつねにより改作法と呼ばれた藩政改革が実施されました。この改作法は、藩財政の立て直しを図るため、疲弊していた農村を再建し、年貢収入を増やす対策の実施でした。その仕上げとして明暦2年に年貢徴収額を記した村御印が各村へ交付されました。現在各地に残されている村御印は、寛文10年(1670)に新京升に改定した際再交付されたものであり、それ以前のは回収されました。

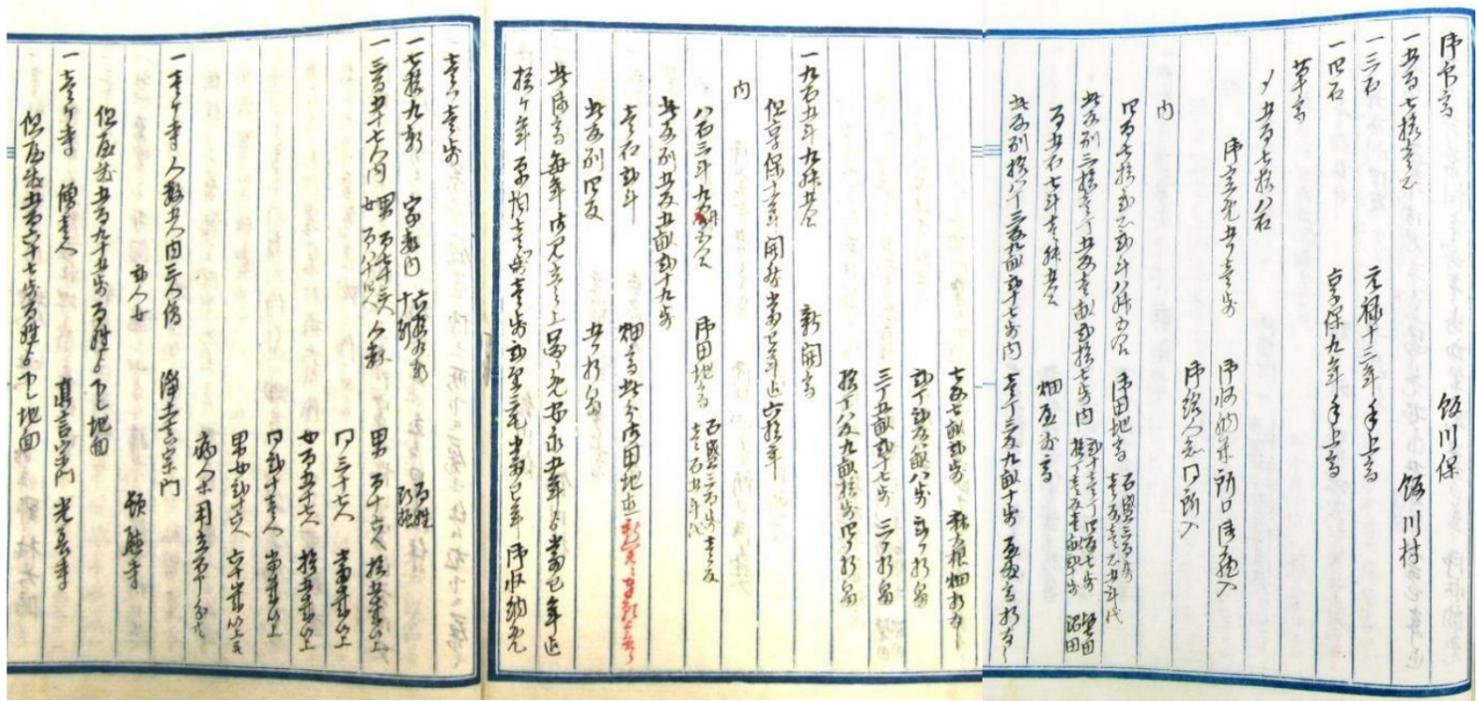
村御印には、各村の草高くさたか(田畑・屋敷など、村の生産高)・免めん(税率)・小物成(山林・原野・河海などからの生産及び商工業の収入に対し賦課されるもの)などが記されています。それに藩主の印(「満」)が捺されていることから、一般に村御印と言われています。



加州加賀郡炭竈村物成之事(村御印) (090-1298)

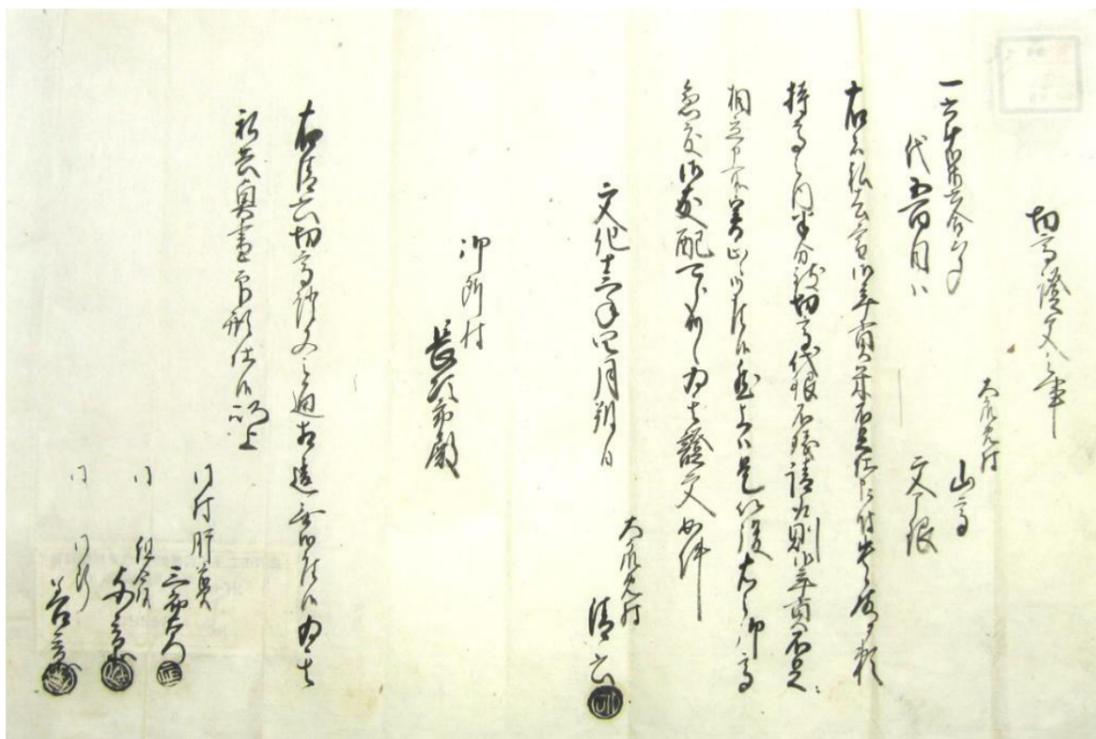
|  |  |         |         |    |
|--|--|---------|---------|----|
| 加州加賀郡炭竈村物成之事                               | 右免付之通新京升を以可納所、夫銀定納百石ニ付百四拾目宛、口米石ニ壹斗壹升貳合宛可出也 | 同村小物成之事 | 一、百四拾五石 | 山役 |
| 右免付之通新京升を以可納所、夫銀定納百石ニ付百四拾目宛、口米石ニ壹斗壹升貳合宛可出也 | 同村小物成之事                                    | 一、四拾九石  | 漆役      |    |
| 同村小物成之事                                    | 一、九石                                       | 蠟役      |         |    |
| 一、百四拾五石                                    | 一、壹石                                       | 綿役      |         |    |
| 一、四拾九石                                     | 本米八石五斗                                     | 敷借利足    |         |    |
| 一、九石                                       | 一、壹石七斗                                     |         |         |    |
| 一、壹石                                       | 明暦貳年二令免除                                   |         |         |    |
| 本米八石五斗                                     |  |         |         |    |
| 一、壹石七斗                                     |  |         |         |    |
| 敷借利足                                       |  |         |         |    |
| 右小物成之分者、十村見図之上に而指引於有之者、其通可出者也              |  |         |         |    |
| 寛文十年 (印文「満」)                               |  |         |         |    |
| 九月七日 (印)                                   |  |         |         |    |
| 炭竈村  |  |         |         |    |
| 百姓中  |  |         |         |    |

この村御印は、炭竈村すみかま(現金沢市高池町)のもので、村高が87石、免5つ(50%)、小物成として、山役・漆役・蠟役・綿役が賦課されていることがわかります。なお、郡名が加賀郡となっていますが、これは5代藩主前田綱紀つなのりの時に、河北郡から加賀郡と改められたためです(正式には寛文11年5月に改められ、元禄13年(1700)に河北郡に戻されています)。



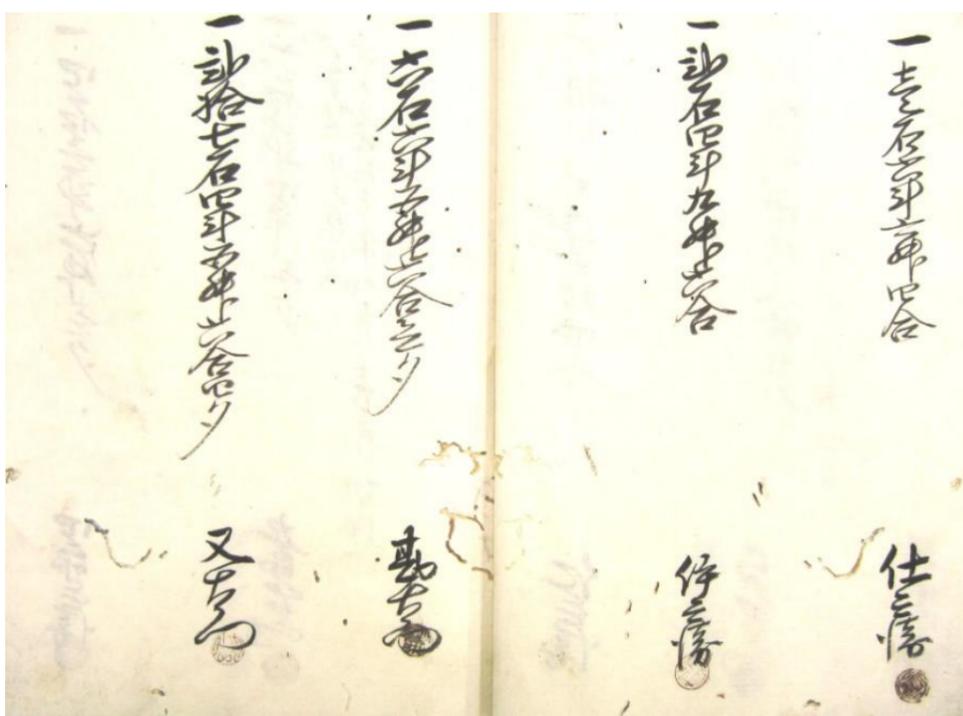
村鑑帳 (16.60-17)

むらかがみちよう  
 村鑑帳は、村の概要を記した帳簿で、今日の村政要覧のようなものです。村高・新聞高・田畑反別などを記し、さらに家数・人数・牛馬数・農業のほか男女の稼ぎ、官林・百姓林、御普請・自普請の有無、金沢までの里数などが記されており、村を知る手がかりが豊富に示されています。この村鑑帳は、天明6年(1786)に作成されたものの写しで、鹿島郡武部村<sup>たけべ</sup>弥兵衛組35か村が書上げられています。



切高証文 (32.2-89)

だいじゆめ  
 大衆免村(現金沢市元町)清六が、年貢米不足のため持高の内6斗2升6合3勺を御所村長次郎へ売り渡したものです。高を売ることを<sup>きりだか</sup>切高、買うことを<sup>とりだか</sup>取高といいます。

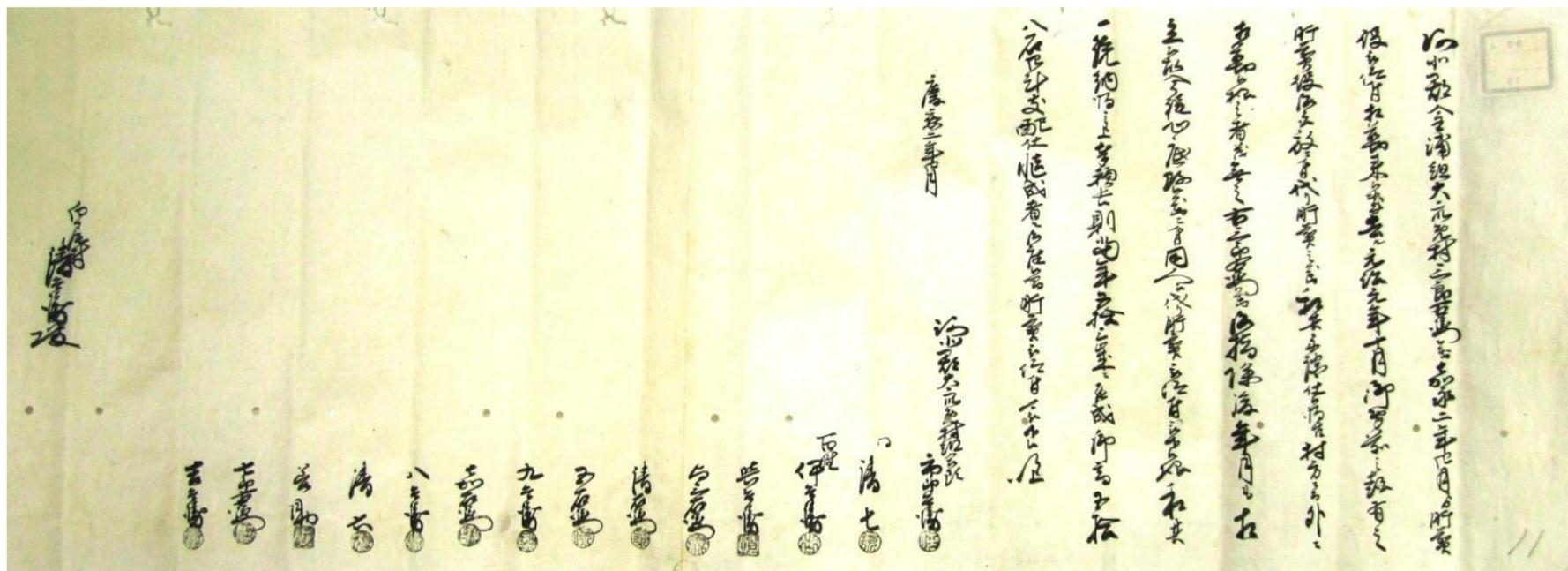


草高根帳 (33.02-1)

おこばた  
 石川郡大河端村(現金沢市)の文化11年(1814)の百姓持高帳です。大河端村の村高は631石5斗で、百姓数42人の持高がそれぞれ書上げられています。

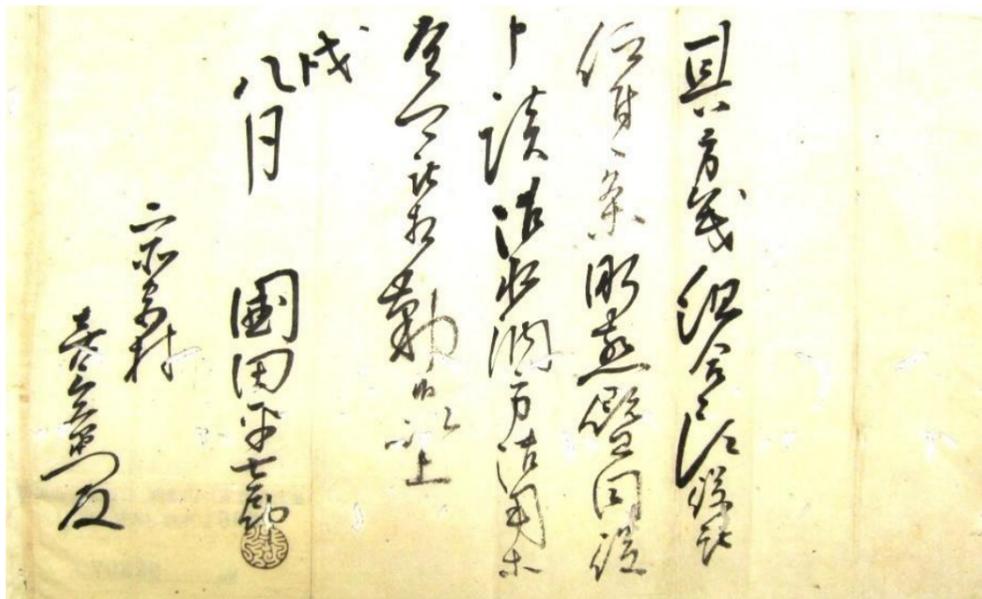
【村役人】

村の運営を中心的に担ったのは、「肝煎」<sup>きもいり</sup>「組合頭」<sup>くみあいがしら</sup>「百姓惣代」<sup>ひやくしょうそうだい</sup>などの村役人です。「肝煎」は、村の最高責任者として、村政全般に責任を負っていました。「組合頭」は、肝煎の補佐役で、「百姓惣代」は、一般の百姓を代表して肝煎・組合頭の補佐・監視をする役職です。一般に肝煎・組合頭・百姓惣代を「村方三役(地方三役)」<sup>じかた</sup>といいます。村役人の名称や職務内容については、時期や地域により違いがあり、一様ではありませんでした。

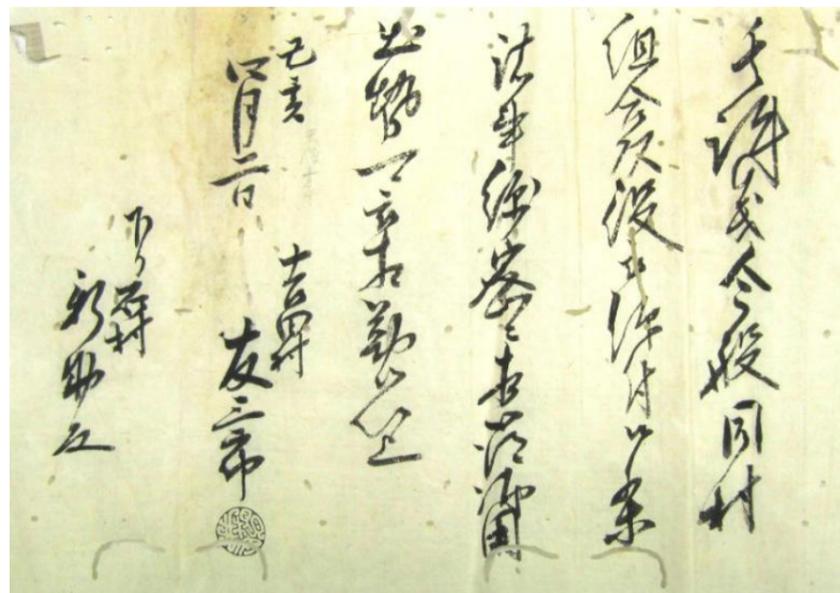


大衆免村肝煎三郎右衛門代肝煎仰付願 (32.4-35)

大衆免村肝煎を勤めていた三郎右衛門を再び肝煎役に仰付られるよう、大衆免村の組合頭以下百姓が連名で、十村役白尾村清兵衛宛に願い出たものです。<sup>とむらやく しろお</sup>



組合頭仰付状 (090-1229-3)



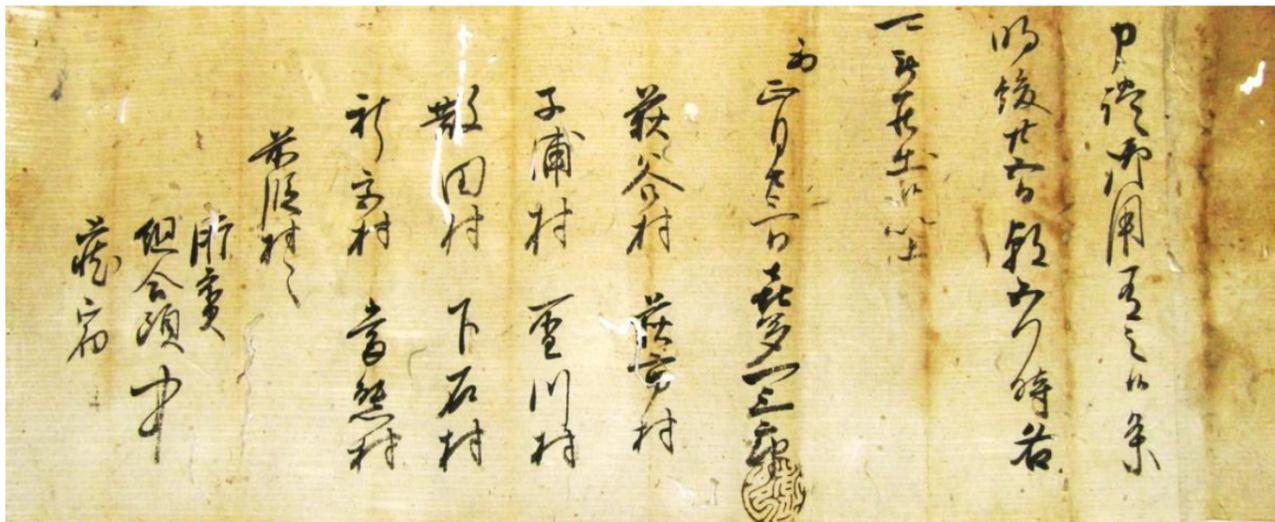
下石村新助組合頭役申付状 (090-1188-13)

天保9年(1838)に二所宮村(現志賀町)<sup>にしよのみや</sup>喜三右衛門が、天保10年に下石村新助が、共に十村役(国田平七郎・吉田村友三郎)より組合頭役を申付られたものです。

【廻状】

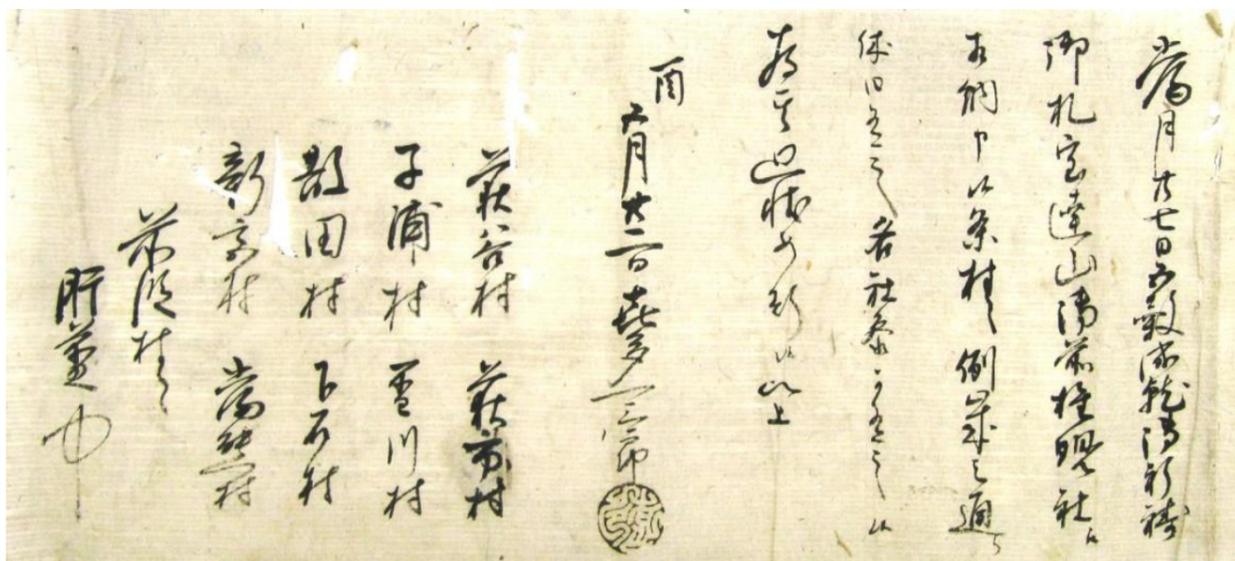
廻状とは、ある用件を複数の者に対して順次回覧し、最後に発信者に返送されるように作成された文書です。文書を回覧する村の順番はほぼ決まっていたようで、受け取った村の役人は読み終わるとすぐに次の村へ送られました。

この廻状は、押水組の十村役であった北川尻村(現宝達志水町)喜多一三郎から発給されたもので、押水組内の一つの五か村組合(十村組内の近隣五か村で組織された組合で、村組合ともいった)に対する廻状である。荻谷村・荻市村・子浦村・聖川村・散田村・下石村・新宮村・当熊村(現宝達志水町)で一つの組を作っていました。



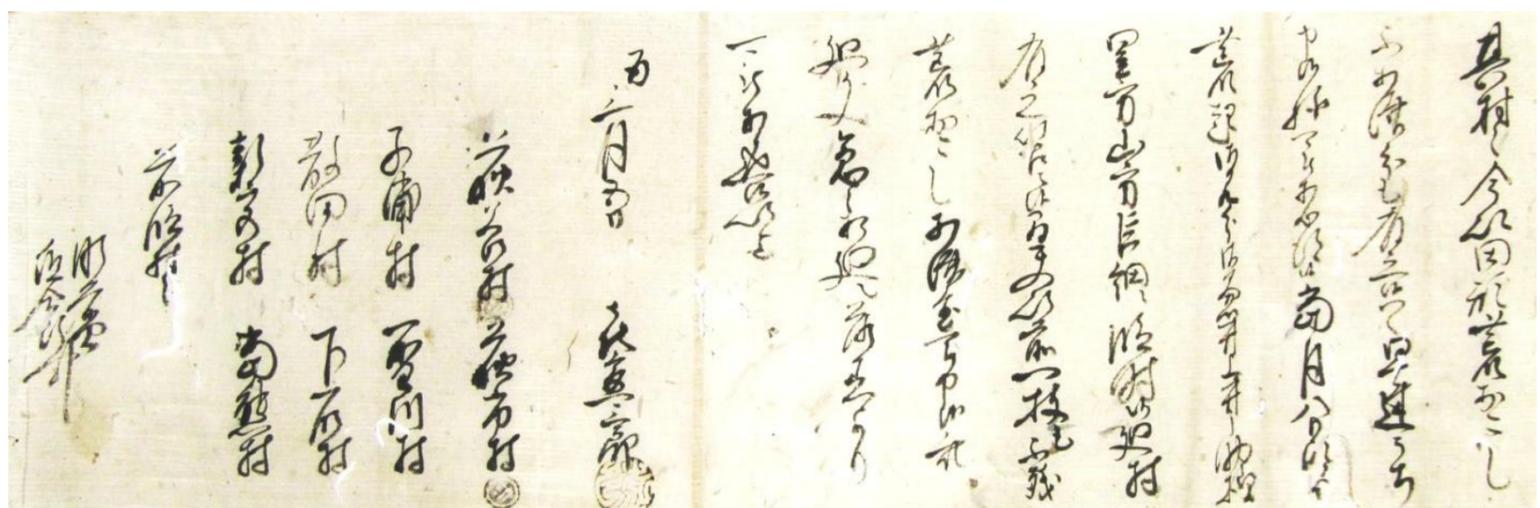
御用のため、出頭するよう申付けた廻状です。

御用に付 出頭方廻状 (090-1188-111)



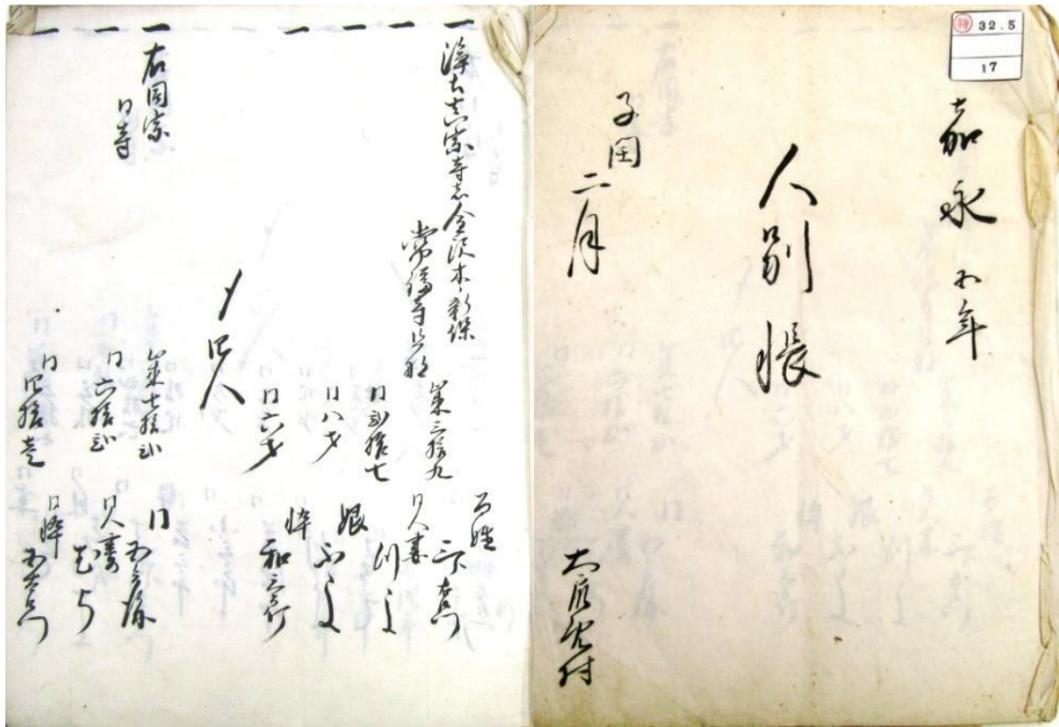
五穀成就を願って宝達山御前権現社(手速比咩神社上社)に祈禱札を奉納し、休日とする旨の廻状です。

五穀成就御祈禱に付廻状 (090-1188-111)



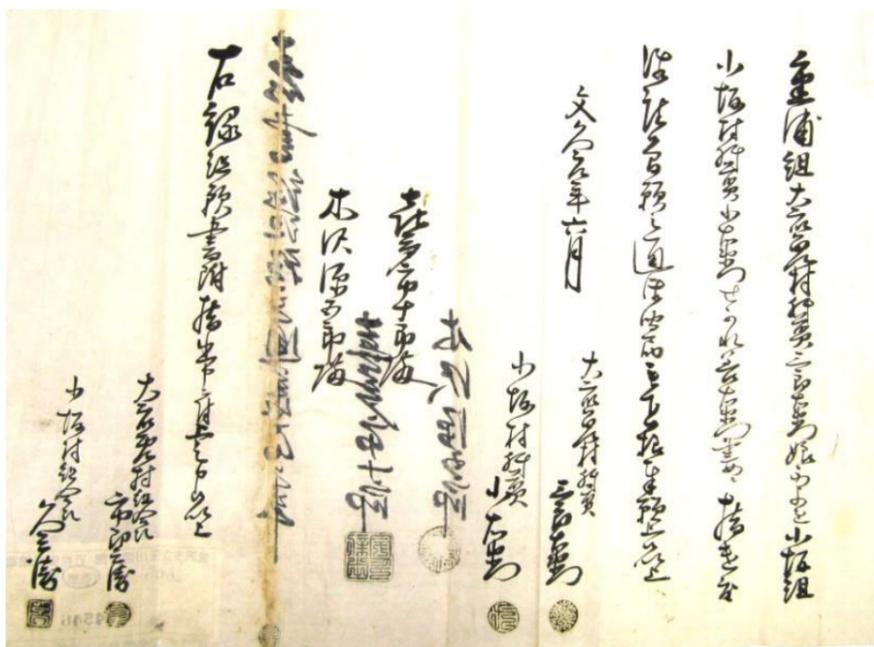
井上井之助様田荒起見分廻村に付廻状 (090-1188-111)

廻村とは、各村の改作状況などを見て廻ることです。改作奉行の廻村は、荒起後の田地見分、植付見分、草払見分の三回が定式で、臨時として、引免見立、新開田畑成就、天災後の田畑見分などがありました。

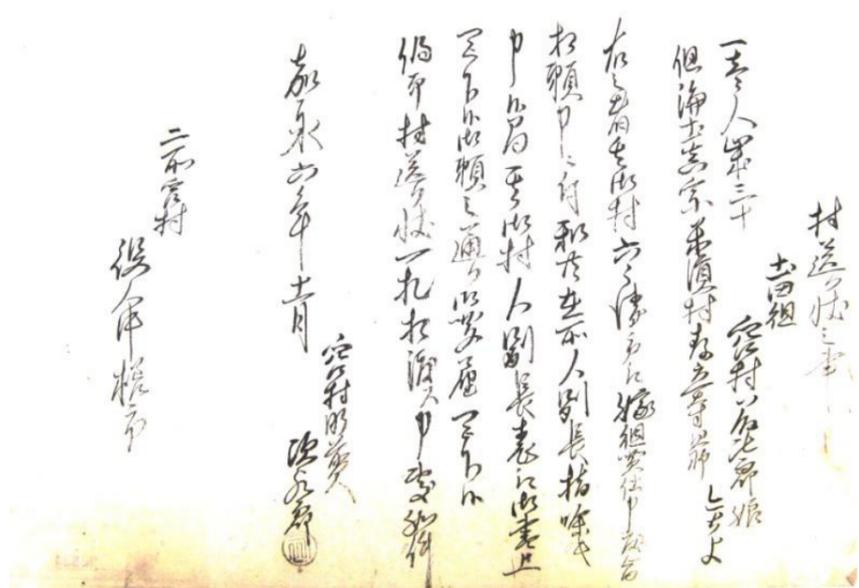


人別帳 (32.5-17)

嘉永5年(1852)大衆免村の人別帳です。人別帳には、家ごとの檀那寺、戸主を筆頭に家族構成(名前・続柄・年齢)などが記されています。

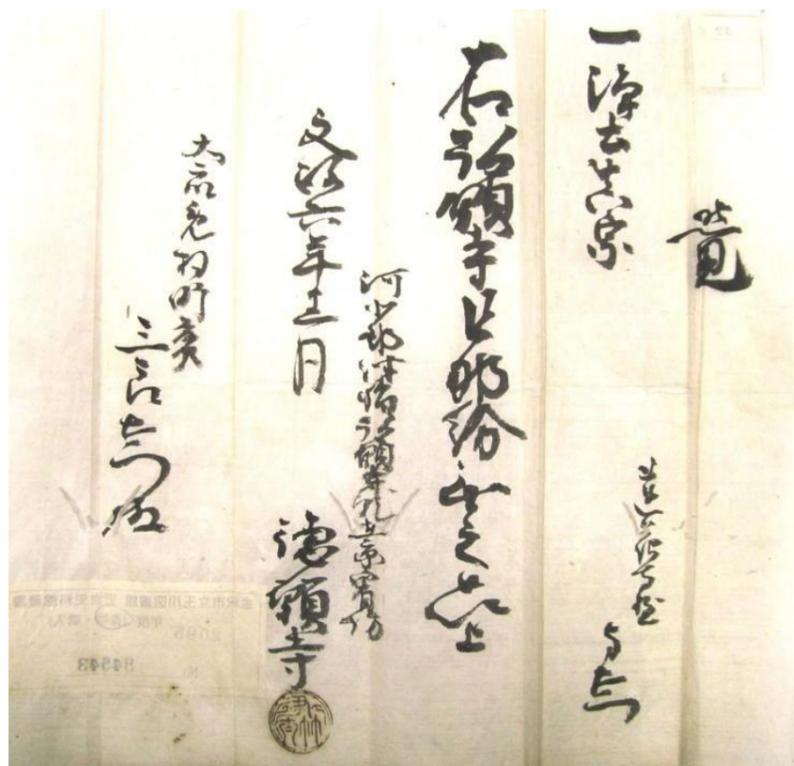


大衆免村肝煎三郎右衛門娘ふよ儀婚姻願 (32.5-5)



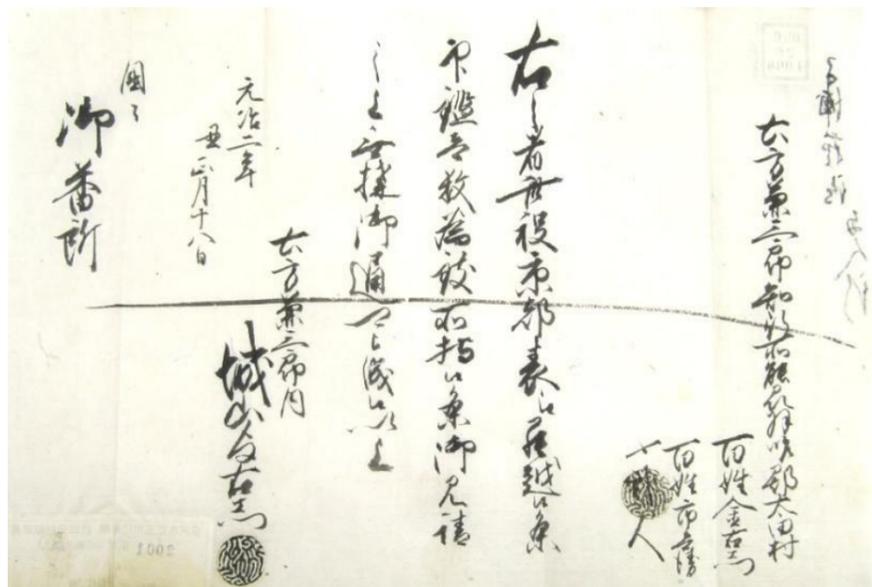
人別送り状 (090-1229-30)

縁組などで他村へ行く場合、人別帳より除かれ、名前・年齢・宗旨などが記された人別送状が作成され、転出する方の役人から当該村へ送られました。



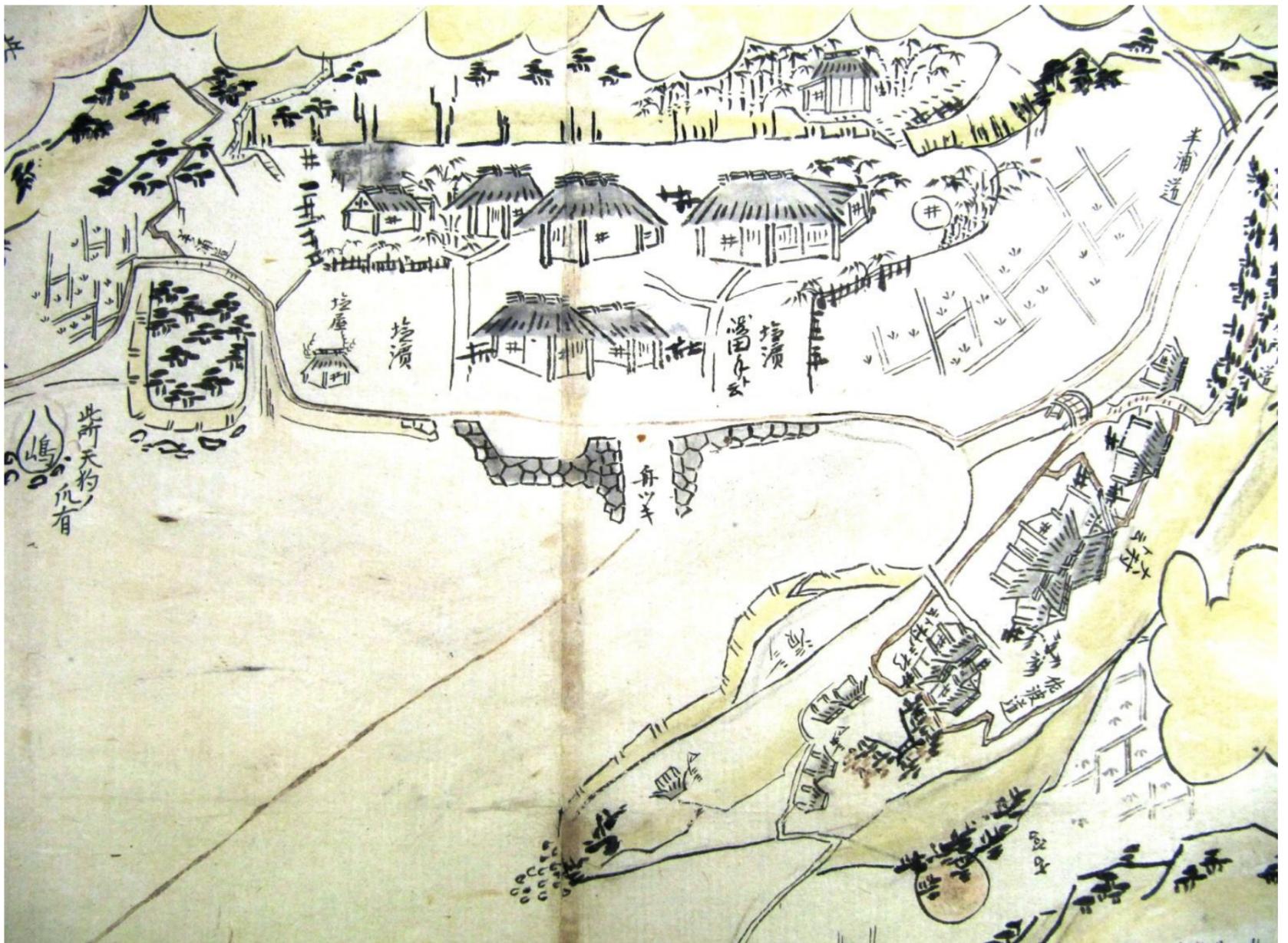
寺請証文 (32.5-2)

寺院が檀家に対し、その寺院の檀家であることを証明するために発行した文書です。この文書は、河北郡津幡弘願寺が在京で不在のため、徳願寺が代わりに蓮花寺屋与右衛門の寺請証文を提出したものです。



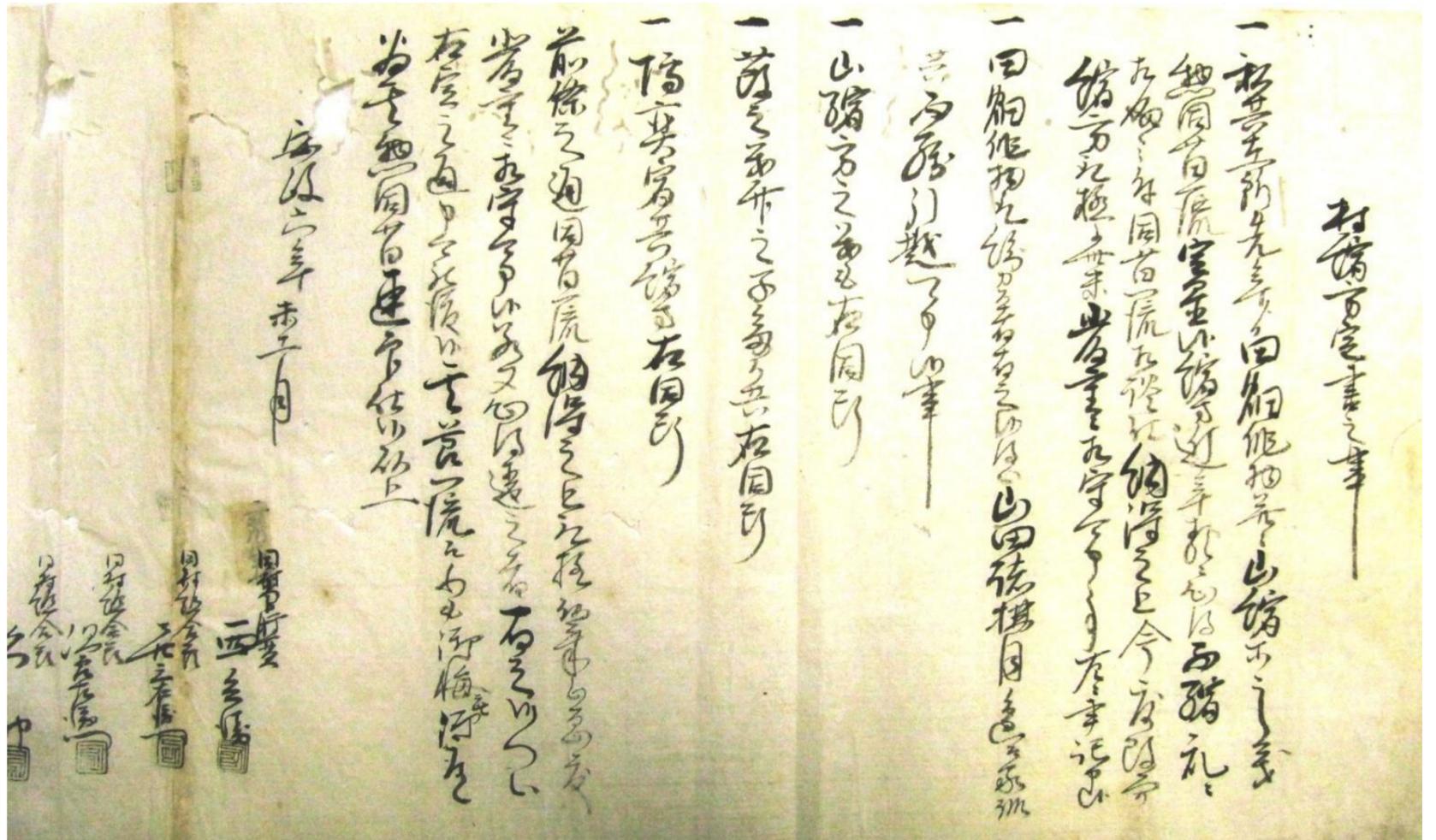
土方兼三郎知行所太田村百姓通行手形 (090-1008-29)

羽咋郡<sup>おおた</sup>太田村(現羽咋市)の百姓2人が、京都へ行くための通行許可状です。



鹿島郡須曽村絵図 (16.60-166)

須曽村(現七尾市能登島)の様子を描いた絵図。



村縮方定書 (090-1229-39)

安政6年(1859)二所宮村の村定めで、田畑作物の取縮及び山縮について取り決めたものです。

※展示史料と掲載史料は一致しないことがあります。